

令和 8 年 第 4 回
富山県教育委員会会議録

I 開会及び閉会の日時

令和8年3月18日(水)

開会午後4時00分、閉会午後4時31分

II 場所

県庁4階大会議室

III 出席委員

1番 大西 ゆかり

2番 松岡 理

3番 坪池 宏

4番 黒田 卓

教育長 廣島 伸一

IV 説明出席者

理事・教育次長

小杉 健

教育次長・教育みらい室長

中崎 健志

教育次長

板倉 由美子

教育企画課長

森安 祐成

教育みらい室小中学校課長

木下 貴子

教育参事・教育みらい室県立高校課長

土肥 恵一

教育参事・教育みらい室特別支援教育課長

魚津 直美

教育みらい室県立高校改革推進課長

丸田 祐一

生涯学習・文化財課長

前川 秋人

教職員課長

安川 賢一

保健体育課長

五島 直樹

教育企画課課長(ICT教育推進担当)

五十嵐 佳美

教育みらい室課長(児童生徒支援担当)

岡本 一善

教育みらい室課長(夜間中学設置準備担当)

岩田 理恵子

生涯学習・文化財課課長(青少年・家庭成人教育担当)

河原 千里

保健体育課課長(食育安全担当)

松嶋 保子

V 傍聴人数 1人

VI 会議の要旨

午後4時00分、教育長が開会を宣する。

1 議決事項

議案第8号 富山県教育委員会行政組織規則一部改正の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第9号 富山県教育委員会行政組織規則一部改正の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第10号 富山県教育委員会職員き章に関する規程一部改正の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第11号 富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則一部改正の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第12号 富山県教育委員会教職員安全衛生管理規程一部改正の件

保健体育課長から説明し、原案のとおり可決した。

2 報告事項

(1) 令和8年度富山県立高等学校入学者選抜の合格状況等について

教育みらい室県立高校課長から説明した。

(2) 令和8年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者選抜の合格状況等について

教育みらい室特別支援教育課長から説明した。

3 今後の教育委員会等の日程について

教育企画課主幹から説明した。

4 議決事項

午後4時16分、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、議案第13号から議案第15号については、委員全員の同意により会議を非公開とすることを可決し、議事の審議に入った。

議案第13号 富山県銃砲刀剣類登録審査委員任命の件

生涯学習・文化財課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第14号 富山県文化財保護審議会委員任命の件

生涯学習・文化財課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第15号 事務局職員の人事異動に関する件

教育長から説明し、原案のとおり可決した。

なお、非公開で審議した議案第13号から議案第15号については、適切な時期に公表することを決定した。

5 議事

○報告事項(2)関係

〔坪池委員〕

・高等部B日程の第2次選抜は志願者数1名ということだが、資料では全員どこかに合格しているように見える。この1名というのは、これまで受検していない生徒ということか。

〔教育みらい室特別支援教育課長〕

・B日程の第1次選抜を受検していないお子さんである。

〔坪池委員〕

・A日程も受けていないということか。

〔教育みらい室特別支援教育課長〕

・そうだ。

〔松岡委員〕

・今お示しいただいたのは高等部と幼稚部ということだが、小中学校の部分は違うところでお示しいただけるのか。

〔教育みらい室特別支援教育課長〕

・小中学部については義務教育のため、対象の市町村教育委員会が特別支援学校での就学が適当だと判

断したお子さんは全て特別支援学校に就学する。選抜があるのは、義務教育ではない高等部と幼稚部となっている。

〔松岡委員〕

- ・小中学部はどのくらい的人数がいるかは、各市町村から見ることはできるのか。

〔教育長〕

- ・今現状で言えることはあるか。

〔教育みらい室特別支援教育課長〕

- ・令和7年度の5月1日現在の県立特別支援学校の小学部は458名、中学部は246名となっている。

午前4時31分、議事が終了したので教育長が閉会を宣した。